

議案第 5 4 号

淡路市行政組織条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市行政組織条例の一部を改正する条例

淡路市行政組織条例（平成 1 7 年淡路市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「情報化の推進」を「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」に改める。

第 5 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 市民の活躍及び交流に関すること。

第 6 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（4） 後期高齢者医療に関すること。

第 6 条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 子育て支援に関すること。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

淡路市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(企画情報部の事務) 第2条 企画情報部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(4) (略) (5) <u>情報化の推進</u>に関すること。 (6) (略) (市民生活部の事務) 第5条 市民生活部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> (略) (健康福祉部の事務) 第6条 健康福祉部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略)	(企画情報部の事務) 第2条 企画情報部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(4) (略) (5) <u>デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</u>に関すること。 (6) (略) (市民生活部の事務) 第5条 市民生活部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(3) (略) <u>(4) 市民の活躍及び交流に関すること。</u> <u>(5)</u> (略) (健康福祉部の事務) 第6条 健康福祉部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) (略) <u>(2) 子育て支援に関すること。</u> <u>(3)</u> (略) <u>(4) 後期高齢者医療に関すること。</u> <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略)

議案第 55 号

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年淡路市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

(淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年淡路市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 17 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるとき

は、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第２３条第２項中「修了した保育士」の右に「（兵庫県が法第１８条の２７第１項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）」を加える。

第２９条第１項、第３１条第１項、第４４条第１項及び第４７条第１項中「保育士」の右に「（兵庫県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

（淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第３条 淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和７年淡路市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

第２２条第１項中「保育士」の右に「（兵庫県が法第１８条の２７第１項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第2条による改正（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案				
（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条 （略） <u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u> 3・4 （略） （職員） 第23条 （略）	（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条 （略） <u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u> <table border="1"> <tr> <td><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr> <tr> <td><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td><u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr> </table> 3・4 （略） （職員） 第23条 （略）	<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等
の一部を改正する条例新旧対照表
第2条による改正（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
の一部改正）

現 行	改 正 案
2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 （1）・（2）（略） 3 （略） （職員） 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 （1）・（2）（略） 2・3 （略） （職員） 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下次項において「保育従事者」	2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>兵庫県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）</u>）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 （1）・（2）（略） 3 （略） （職員） 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（<u>兵庫県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。</u>）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 （1）・（2）（略） 2・3 （略） （職員） 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（<u>兵庫県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。</u>）その他保育に従事する職員として市長が行う研

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第2条による改正（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 (1)・(2) (略) 2・3 (略) (職員) 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 (1)・(2) (略) 2・3 (略) (職員) 第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。	修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 (1)・(2) (略) 2・3 (略) (職員) 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士 <u>（兵庫県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 (1)・(2) (略) 2・3 (略) (職員) 第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士 <u>（兵庫県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）</u> その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等
の一部を改正する条例新旧対照表
第2条による改正（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
の一部改正）

現 行	改 正 案
(1)・(2) (略) 2・3 (略)	号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第3条による改正（淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（虐待等の防止） 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員） 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2・3 （略）	（虐待等の防止） 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員） 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>兵庫県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。</u>）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2・3 （略）

議案第 56 号

淡路市生穂・佐野地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例制定の件

淡路市生穂・佐野地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市生穂・佐野地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

淡路市生穂・佐野地域活性化施設の設置及び管理に関する条例（令和 5 年淡路市
条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

野田尾地域滞在型市民農園施設	淡路市野田尾 7 3 1 番地
----------------	-----------------

」

を

「

野田尾地域滞在型市民農園施設（西の谷）	淡路市野田尾 7 3 1 番地
野田尾地域滞在型市民農園施設（本村）	淡路市野田尾 5 5 6 番地 3

」

に改める。

第 4 条の表中

「

野田尾地域滞在型市民農園施設	滞在施設付農園
	農機具用倉庫

」

を

「

野田尾地域滞在型市民農園施設（西の谷）	滞在施設付農園
	農機具用倉庫
野田尾地域滞在型市民農園施設（本村）	滞在施設付農園
	農機具用倉庫

」

に改める。

別表中「野田尾地域滞在型市民農園施設」の右に「(西の谷・本村)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の淡路市生穂・佐野地域活性化施設の設置及び管理に関する条例第2条に規定する野田尾地域滞在型市民農園施設（本村）に係る同条例第6条第1項の許可その他当該滞在型市民農園施設の利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

淡路市生穂・佐野地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例新旧対照表

現 行	改 正 案																																				
(名称及び位置) 第2条 活性化施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>野田尾地域市民農園交流施設</td><td>淡路市野田尾 6 2 7 番地 5</td></tr> <tr> <td><u>野田尾地域滞在型市民農園施設</u></td><td><u>淡路市野田尾 7 3 1 番地</u></td></tr> <tr> <td>興隆寺地域滞在型市民農園施設</td><td>淡路市興隆寺 3 6 0 番地</td></tr> <tr> <td>興隆寺野営場</td><td>淡路市興隆寺 1 1 5 番地 1</td></tr> </table>	名称	位置	野田尾地域市民農園交流施設	淡路市野田尾 6 2 7 番地 5	<u>野田尾地域滞在型市民農園施設</u>	<u>淡路市野田尾 7 3 1 番地</u>	興隆寺地域滞在型市民農園施設	淡路市興隆寺 3 6 0 番地	興隆寺野営場	淡路市興隆寺 1 1 5 番地 1	(名称及び位置) 第2条 活性化施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>野田尾地域市民農園交流施設</td><td>淡路市野田尾 6 2 7 番地 5</td></tr> <tr> <td><u>野田尾地域滞在型市民農園施設(西の谷)</u></td><td><u>淡路市野田尾 7 3 1 番地</u></td></tr> <tr> <td><u>野田尾地域滞在型市民農園施設(本村)</u></td><td><u>淡路市野田尾 5 5 6 番地 3</u></td></tr> <tr> <td>興隆寺地域滞在型市民農園施設</td><td>淡路市興隆寺 3 6 0 番地</td></tr> <tr> <td>興隆寺野営場</td><td>淡路市興隆寺 1 1 5 番地 1</td></tr> </table>	名称	位置	野田尾地域市民農園交流施設	淡路市野田尾 6 2 7 番地 5	<u>野田尾地域滞在型市民農園施設(西の谷)</u>	<u>淡路市野田尾 7 3 1 番地</u>	<u>野田尾地域滞在型市民農園施設(本村)</u>	<u>淡路市野田尾 5 5 6 番地 3</u>	興隆寺地域滞在型市民農園施設	淡路市興隆寺 3 6 0 番地	興隆寺野営場	淡路市興隆寺 1 1 5 番地 1														
名称	位置																																				
野田尾地域市民農園交流施設	淡路市野田尾 6 2 7 番地 5																																				
<u>野田尾地域滞在型市民農園施設</u>	<u>淡路市野田尾 7 3 1 番地</u>																																				
興隆寺地域滞在型市民農園施設	淡路市興隆寺 3 6 0 番地																																				
興隆寺野営場	淡路市興隆寺 1 1 5 番地 1																																				
名称	位置																																				
野田尾地域市民農園交流施設	淡路市野田尾 6 2 7 番地 5																																				
<u>野田尾地域滞在型市民農園施設(西の谷)</u>	<u>淡路市野田尾 7 3 1 番地</u>																																				
<u>野田尾地域滞在型市民農園施設(本村)</u>	<u>淡路市野田尾 5 5 6 番地 3</u>																																				
興隆寺地域滞在型市民農園施設	淡路市興隆寺 3 6 0 番地																																				
興隆寺野営場	淡路市興隆寺 1 1 5 番地 1																																				
(施設) 第4条 前条各号に掲げる業務を行うため、活性化施設は、次の施設をもって構成する。 <table> <tr> <th>区分</th><th>施設</th></tr> <tr> <td rowspan="4">野田尾地域市民農園交流施設</td><td>管理事務所</td></tr> <tr> <td>農水産物加工作業室</td></tr> <tr> <td>調理室</td></tr> <tr> <td>交流スペース</td></tr> <tr> <td rowspan="2"><u>野田尾地域滞在型市民農園施設</u></td><td><u>滞在施設付農園</u></td></tr> <tr> <td><u>農機具用倉庫</u></td></tr> <tr> <td>興隆寺地域滞在型市民農園施設</td><td>滞在施設付農園</td></tr> <tr> <td rowspan="3">興隆寺野営場</td><td>管理棟</td></tr> <tr> <td>サニタリー棟</td></tr> <tr> <td>キャンプサイト</td></tr> </table>	区分	施設	野田尾地域市民農園交流施設	管理事務所	農水産物加工作業室	調理室	交流スペース	<u>野田尾地域滞在型市民農園施設</u>	<u>滞在施設付農園</u>	<u>農機具用倉庫</u>	興隆寺地域滞在型市民農園施設	滞在施設付農園	興隆寺野営場	管理棟	サニタリー棟	キャンプサイト	(施設) 第4条 前条各号に掲げる業務を行うため、活性化施設は、次の施設をもって構成する。 <table> <tr> <th>区分</th><th>施設</th></tr> <tr> <td rowspan="4">野田尾地域市民農園交流施設</td><td>管理事務所</td></tr> <tr> <td>農水産物加工作業室</td></tr> <tr> <td>調理室</td></tr> <tr> <td>交流スペース</td></tr> <tr> <td rowspan="2"><u>野田尾地域滞在型市民農園施設(西の谷)</u></td><td><u>滞在施設付農園</u></td></tr> <tr> <td><u>農機具用倉庫</u></td></tr> <tr> <td><u>野田尾地域滞在型市民農園施設(本村)</u></td><td><u>滞在施設付農園</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>農機具用倉庫</u></td></tr> <tr> <td>興隆寺地域滞在型市民農園施設</td><td>滞在施設付農園</td></tr> <tr> <td rowspan="3">興隆寺野営場</td><td>管理棟</td></tr> <tr> <td>サニタリー棟</td></tr> <tr> <td>キャンプサイト</td></tr> </table>	区分	施設	野田尾地域市民農園交流施設	管理事務所	農水産物加工作業室	調理室	交流スペース	<u>野田尾地域滞在型市民農園施設(西の谷)</u>	<u>滞在施設付農園</u>	<u>農機具用倉庫</u>	<u>野田尾地域滞在型市民農園施設(本村)</u>	<u>滞在施設付農園</u>		<u>農機具用倉庫</u>	興隆寺地域滞在型市民農園施設	滞在施設付農園	興隆寺野営場	管理棟	サニタリー棟	キャンプサイト
区分	施設																																				
野田尾地域市民農園交流施設	管理事務所																																				
	農水産物加工作業室																																				
	調理室																																				
	交流スペース																																				
<u>野田尾地域滞在型市民農園施設</u>	<u>滞在施設付農園</u>																																				
	<u>農機具用倉庫</u>																																				
興隆寺地域滞在型市民農園施設	滞在施設付農園																																				
興隆寺野営場	管理棟																																				
	サニタリー棟																																				
	キャンプサイト																																				
区分	施設																																				
野田尾地域市民農園交流施設	管理事務所																																				
	農水産物加工作業室																																				
	調理室																																				
	交流スペース																																				
<u>野田尾地域滞在型市民農園施設(西の谷)</u>	<u>滞在施設付農園</u>																																				
	<u>農機具用倉庫</u>																																				
<u>野田尾地域滞在型市民農園施設(本村)</u>	<u>滞在施設付農園</u>																																				
	<u>農機具用倉庫</u>																																				
興隆寺地域滞在型市民農園施設	滞在施設付農園																																				
興隆寺野営場	管理棟																																				
	サニタリー棟																																				
	キャンプサイト																																				

淡路市生穂・佐野地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表（第 1 1 条関係） （１）（略） （２） 野田尾地域滞在型市民農園施設		別表（第 1 1 条関係） （１）（略） （２） 野田尾地域滞在型市民農園施設（ <u>西の谷・本村</u> ）	
区分	単位	使用料	
滞在施設付農園	1 区画	年額	492, 000円
（３）・（４）（略）		（３）・（４）（略）	

議案第 57 号

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定の件

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例（平成 17 年淡路市条例第
27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 及び第 4 条の 3 第 4 号中「市長」を「教育委員会」に改める。

第 5 条第 2 項中「市長」を「教育委員会」に、「同項」を「前項」に改める。

第 6 条第 2 項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第 8 条第 1 項第 2 号中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 10 条第 2 項及び第 3 項並びに第 11 条中「市長」
を「教育委員会」に改める。

第 15 条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の淡路市北淡震災記念公園の設置及
び管理に関する条例の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この条例
の相当規定によりなされたものとみなす。

（準備行為）

3 この条例による改正後の淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条
例の施行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行
うことができる。

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

現 行	改 正 案
(震災記念公園の管理) 第4条の2 震災記念公園の施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>市長</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 (指定管理者の業務) 第4条の3 (略) (1)～(3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が別に定める業務 (休館日) 第5条 (略) 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て、<u>同項</u>の休館日以外の日において臨時に休館し、又は休館日において臨時に開館することができる。 (利用時間) 第6条 (略) 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て、利用時間を変更することができる。 (利用の制限) 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可に係る事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。 (1) (略) (2) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>の規定に違反したとき。 (3)～(6) (略)	(震災記念公園の管理) 第4条の2 震災記念公園の施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 (指定管理者の業務) 第4条の3 (略) (1)～(3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が別に定める業務 (休館日) 第5条 (略) 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、<u>前項</u>の休館日以外の日において臨時に休館し、又は休館日において臨時に開館することができる。 (利用時間) 第6条 (略) 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、利用時間を変更することができる。 (利用の制限) 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可に係る事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。 (1) (略) (2) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>の規定に違反したとき。 (3)～(6) (略)

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

現 行	改 正 案
2 (略) (利用料金の納付) 第9条 (略) 2 <u>市長</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 3 利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が<u>市長</u>の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。 (入館料) 第10条 (略) 2 <u>市長</u>は、指定管理者に入館料を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 3 入館料の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が<u>市長</u>の承認を得て定めるものとする。入館料の額を変更しようとするときも、同様とする。 (利用料金等の減免) 第11条 指定管理者は、あらかじめ<u>市長</u>が定める基準に従い、第9条の利用料金又は前条の入館料を減額し、又は免除することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、震災記念公園の管理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	2 (略) (利用料金の納付) 第9条 (略) 2 <u>教育委員会</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 3 利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が<u>教育委員会</u>の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。 (入館料) 第10条 (略) 2 <u>教育委員会</u>は、指定管理者に入館料を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 3 入館料の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が<u>教育委員会</u>の承認を得て定めるものとする。入館料の額を変更しようとするときも、同様とする。 (利用料金等の減免) 第11条 指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>が定める基準に従い、第9条の利用料金又は前条の入館料を減額し、又は免除することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、震災記念公園の管理に関し必要な事項は、<u>教育委員規則</u>で定める。

議案第 58 号

淡路市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市立学校設置条例の一部を改正する条例

淡路市立学校設置条例（平成 17 年淡路市条例第 224 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		一宮小学校		北山 1 6 0 0 番地	」
		多賀小学校		多賀 1 0 4 番地	

を

「		一宮小学校		北山 1 6 0 0 番地	」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
（淡路市立学校施設使用料条例の一部改正）
- 2 淡路市立学校施設使用料条例（平成 20 年淡路市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 号の表中

「	大町小学校				1 5 0		—		」
	多賀小学校								

を

「

大町小学校		1 5 0	—
-------	--	-------	---

」

に改め、同表第 4 号の表中

「

一宮小学校	1 時間	1 0 0
多賀小学校		

」

を

「

一宮小学校	1 時間	1 0 0
-------	------	-------

」

に改める。

淡路市立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
学校の 種類	名 称	位 置	学校の 種類	名 称	位 置
小学校	塩田小学校	塩尾430番地 2	小学校	塩田小学校	塩尾430番地 2
	志筑小学校	志筑1576番地		志筑小学校	志筑1576番地
	中田小学校	中田4390番地		中田小学校	中田4390番地
	津名東小学校	生穂2344番地		津名東小学校	生穂2344番地
	大町小学校	大町上461番地		大町小学校	大町上461番地
	石屋小学校	岩屋529番地 1		石屋小学校	岩屋529番地 1
	北淡小学校	浅野神田78番地		北淡小学校	浅野神田78番地
	一宮小学校	北山1600番地		一宮小学校	北山1600番地
	<u>多賀小学校</u>	<u>多賀104番地</u>			
	学習小学校	久留麻1724番地1		学習小学校	久留麻1724番地1
	浦小学校	浦701番地		浦小学校	浦701番地
中学校	津名中学校	大谷1003番地	中学校	津名中学校	大谷1003番地
	岩屋中学校	岩屋2875番地		岩屋中学校	岩屋2875番地
	北淡中学校	浅野神田114番地 1		北淡中学校	浅野神田114番地 1
	一宮中学校	多賀145番地		一宮中学校	多賀145番地
	東浦中学校	久留麻2600番地 1		東浦中学校	久留麻2600番地 1

淡路市立学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項による淡路市立学校施設
使用料条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 案																																														
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）																																														
（1） 運動場の使用料	（1） 運動場の使用料																																														
(略)	(略)																																														
備考（略）	備考（略）																																														
（2） 体育館の使用料	（2） 体育館の使用料																																														
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>全面</th><th>片面</th></tr><tr><td>大町小学校</td><td rowspan="4">1 時間</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>多賀小学校</td><td>150</td><td>—</td></tr><tr><td>塩田小学校</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>東浦中学校</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区分	単位	使用料		全面	片面	大町小学校	1 時間	円	円	多賀小学校	150	—	塩田小学校			(略)			東浦中学校				<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>全面</th><th>片面</th></tr><tr><td>大町小学校</td><td rowspan="4">1 時間</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>多賀小学校</td><td>150</td><td>—</td></tr><tr><td>塩田小学校</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>東浦中学校</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区分	単位	使用料		全面	片面	大町小学校	1 時間	円	円	多賀小学校	150	—	塩田小学校			(略)			東浦中学校			
区分			単位	使用料																																											
	全面	片面																																													
大町小学校	1 時間	円	円																																												
多賀小学校		150	—																																												
塩田小学校																																															
(略)																																															
東浦中学校																																															
区分	単位	使用料																																													
		全面	片面																																												
大町小学校	1 時間	円	円																																												
多賀小学校		150	—																																												
塩田小学校																																															
(略)																																															
東浦中学校																																															
（3） 運動場の照明設備使用料	（3） 運動場の照明設備使用料																																														
(略)	(略)																																														
（4） 体育館の照明設備使用料	（4） 体育館の照明設備使用料																																														
<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td>大町小学校</td><td rowspan="4">1 時間</td><td>円</td></tr><tr><td>一宮小学校</td><td>100</td></tr><tr><td>多賀小学校</td><td></td></tr><tr><td>塩田小学校</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>東浦中学校</td><td></td><td></td></tr></table>	区分	単位	使用料	大町小学校	1 時間	円	一宮小学校	100	多賀小学校		塩田小学校		(略)			東浦中学校			<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td>大町小学校</td><td rowspan="4">1 時間</td><td>円</td></tr><tr><td>一宮小学校</td><td>100</td></tr><tr><td>塩田小学校</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>東浦中学校</td><td></td><td></td></tr></table>	区分	単位	使用料	大町小学校	1 時間	円	一宮小学校	100	塩田小学校		(略)		東浦中学校															
区分	単位	使用料																																													
大町小学校	1 時間	円																																													
一宮小学校		100																																													
多賀小学校																																															
塩田小学校																																															
(略)																																															
東浦中学校																																															
区分	単位	使用料																																													
大町小学校	1 時間	円																																													
一宮小学校		100																																													
塩田小学校																																															
(略)																																															
東浦中学校																																															

議案第 59 号

淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例制定の件

淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年淡路市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 1 号中「保育士」の右に「（兵庫県が法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士）」を加える。

第 12 条中「法第 33 条の 10 各号」を「法第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4・5 (略) (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（<u>兵庫県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>）の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4・5 (略) (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

議案第 6 0 号

淡路市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例制定の件

淡路市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

淡路市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 2 1 年淡路市条例第 7 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
淡路市住民基本台帳カードの利用 に関する条例 平成21年3月30日 条例第7号 (趣旨) 第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の4第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。 (2) 避難者情報サービス 災害時において、住基カードを利用することによって避難者情報を登録し、当該情報の提供を受けるサービスをいう。 (利用の目的) 第3条 法第30条の4第12項の条例に規定する目的は、避難者情報サービスを市民に提供することとする。 (利用申請等) 第4条 住基カードの交付を受けている者は、避難者情報サービスを利用しようとするときは、あらかじめ、当該住基カードを提示し、市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請をした者の住基カードに必要な情報を記	(条例の廃止)

淡路市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
録するものとする。 (利用の停止) 第5条 前条第2項の情報を記録された者は、避難者情報サービスの利用を停止しようとするときは、当該住基カードを提示し、市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請をした者の住基カードから前条第2項に規定する情報を削除するものとする。 (個人情報の保護) 第6条 市長は、避難者情報サービスを提供するに当たって、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	(条例の廃止)

議案第 6 1 号

淡路市仮屋漁港直売所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定の件

淡路市仮屋漁港直売所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市仮屋漁港直売所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

淡路市仮屋漁港直売所の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年淡路市条例第 1 9 0 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に廃止前の淡路市仮屋漁港直売所の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

淡路市仮屋漁港直売所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
淡路市仮屋漁港直売所の設置及び管理に関する条例 平成17年4月1日 条例第190号 (設置) 第1条 新鮮で良質な農水産物を提供することにより、地域農水産業の振興を図るとともに、地域間の交流を促進するため、淡路市仮屋漁港直売所（以下「直売所」という。）を置く。 (位置) 第2条 直売所の位置は、淡路市仮屋漁港内とする。 (業務) 第3条 直売所は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 (1) 農水産物の提供に関すること。 (2) 地域農水産業に関する資料を収集し、保管し、及び展示し、並びに市民の利用に供すること。 (3) 観光に関する資料を収集し、保管し、及び展示し、並びに市民の利用に供すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、直売所の目的を達成するために必要な業務 (休館日) 第4条 直売所の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する休館日以外の日において臨時に休館し、又は休館日において臨時に開館することができる。 (開館時間) 第5条 直売所の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要があると	(条例の廃止)

淡路市仮屋漁港直売所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
認めるときは、開館時間を変更することができる。 (利用の許可) 第6条 直売所の施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。 (利用の制限) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設若しくはその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。 (利用許可の取消し等) 第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可に係る利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき。 (使用料) 第9条 直売所の施設の使用料は、無料とする。 (原状回復の義務等) 第10条 直売所を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は附属設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない	(条例の廃止)

淡路市仮屋漁港直売所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
い。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (指定管理者による管理) 第11条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 (指定管理者による業務) 第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 施設の維持管理に関する業務 (2) 第4条第1項の規定にかかわらず、施設の管理上特に必要があると認めるときに、市長の承認を得て、同項に規定する休館日以外の日において臨時に休館し、又は休館日において臨時に開館すること。 (3) 第5条本文の規定にかかわらず、施設の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、開館時間を変更すること。 (4) 第6条第1項の規定により、許可をすること、及び同条第2項の規定により、許可に条件を付すること。 (5) 第7条の規定により、同条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるときに、許可をしないこと。 (6) 第8条の規定により、同条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるときに、許可に係る利用を停止し、又は許可の全部若しくは一部を取り消すこと。 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務 (委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、直売所の管理に関して必要な事項は、規則で定める。	(条例の廃止)

(参考資料)位置図)

飯屋漁港(飯屋工区)

